

綾瀬市中小企業信用保証料補助金交付要綱

(名称)

第1条 補助金の名称は、綾瀬市中小企業信用保証料補助金（以下「補助金」という。）とする。

(目的)

第2条 この要綱に規定する補助金は、中小企業者の負担を軽減し、事業活動の安定化・円滑化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）又は神奈川県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証を受け、綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行）第3条各号に掲げる資金のいずれかの融資を受けた者とする。

2 補助対象者は、納期限の到来した市税を完納している者とする。

3 第8条第1号の規定により、補助金の返還を要する者については、市長が指定する期日までに返還済みであること。

4 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者とする。

(補助金の額)

第4条 保証料の補助額は、予算の範囲内で次のとおり定める。

(1) 保証協会又は基金協会が定めた保証料の額の2分の1以内で、100円未満を切り捨てた額とする。

(2) 補助金の額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係)

第5条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、取扱金融機関の証明を得て、信用保証料補助金交付申請書（第1号様式。以下、「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書の提出期限は、保証料の支払日から1年以内とする。

(補助金交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査をし、補

助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、信用保証料補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の規定による交付決定後、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

（補助金の返還等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 借入保証期間及び金額が減少し、払い込んだ保証料が返還されたとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の経営安定特別資金にあつては、改正後の経営安定資金とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第6条第2項の規定は平成23年3月1日から適用する。ただし、改正後の第4条第2号の規定は平成21年1月1日から平成24年3月末日までに補助対象となった者には適用しない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第2号の規定は平成25年3月末日までに補助対象となった者には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市中小企業信用保証料補助金交付要綱(以下、「改正後の要綱」という。)の施行の際、現に改正前の綾瀬市中小企業信用保証料補助金交付要綱に規定する資金の貸付に対して保証協会または基金協会の保証を受けた者は、改正後の要綱第3条第1項に規定する補助対象者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市中小企業信用保証料補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
事業所名
代表者職・氏名
電話番号
担当者所属・氏名

綾瀬市中小企業信用保証料補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、市長が補助金の交付に関し必要な事項について、金融機関に報告を求め、又は納税の状況について調査をすることに同意します。

また、信用保証及び保証料返還に関する情報について、神奈川県信用保証協会または神奈川県農業信用基金協会との間で授受することについて同意します。

1 資金の名称	
2 資金の種類	
3 借入保証金額	円（うち運転・設備 千円）
4 保証期間	年 月 日～ 年 月 日
5 保証料支払日	年 月 日
6 返済方法	か月払
7 保証料払込額	円（全額払・分割払 回うち 回目）
8 補助金申請額	円

上記のとおり、神奈川県信用保証協会・神奈川県農業信用基金協会の信用保証により貸し付けし、保証料の払込みがあったことを確認します。

年 月 日

保証番号
金融機関名
代表者氏名



第2号様式（第7条関係）

綾瀬市中小企業信用保証料補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった信用保証料の補助金の交付については、綾瀬市中小企業信用保証料補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助対象資金	
2 借入保証金額	円
3 保証期間	か月間（ . . ~ . . ）
4 保証料補助金額	円
5 留意事項	<p>1 この補助金は、上記の資金利用に際し、要した信用保証協会・農業信用基金協会に払い込んだ保証料の負担を補助するものです。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。</p> <p>(1) 借入保証期間及び金額が減少し、払い込んだ保証料が返還されたとき。</p> <p>(2) 補助金を目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。</p>
6 その他	